

空気環境測定仕様書

教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和4年8月

1. 趣旨

建築物環境衛生管理基準等の関係法規に基づき実施するもので、建築物環境衛生管理技術者による空気環境測定を、次に掲げる機械器具を用いて、科学的かつ公正に行うものとする。

2. 実施内容

(1) 測定項目及び測定機器（年6回）

建築物室内の空気環境測定項目及び使用する機械機器

- ①温度・・・・・・・・・・温度計
- ②相対湿度・・・・・・・・湿度計
- ③気流・・・・・・・・・・風速計
- ④炭酸ガスの含有率・・・・二酸化炭素測定器
- ⑤一酸化炭素の含有率・・・・一酸化炭素測定器
- ⑥浮遊粉じんの量・・・・・・・・浮遊粉じん測定器
- ⑦その他必要に応じた空気環境測定に必要な機械器具

(2) 測定場所

- ①玄関ホール
- ②事務室
- ③サブアリーナ
- ④更衣室
- ⑤メインアリーナ
- ⑥放送室
- ⑦2階ラウンジ
- ⑧2階廊下
- ⑨トレーニングルーム
- ⑩ランニングコース南
- ⑪ランニングコース北
- ⑫外気

3. 測定結果

測定後は、測定結果報告書を作成し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。